

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|-------------|--|----------|
| No | 3 | 府省庁名 総務省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | |
| 要望項目名 | 企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃 | |
| 要望内容（概要） | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>退職等年金給付の積立金に対する特別法人税</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>退職等年金給付の健全な運営を確保するため、積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。</p> | |
| 関係条文 | <p>〔 地方税法 第51条、第314条の4 法人税法 第8条、第83条、第84条、第87条 租税特別措置法 第68条の4 〕</p> | |
| 減収見込額 | <p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p> | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的</p> <p>地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る観点から、積立金に対する特別法人税の撤廃を行う必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少し、積立状況の悪化につながる。特に、特別法人税は運用結果が赤字の場合にも課税されるため、更なる財政状況の悪化を招く可能性がある。</p> <p>このため、特別法人税を撤廃することによって、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員の老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。</p> | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 【総務省政策評価基本計画（平成 24 年総務省訓令第 17 号）】 Ⅱ. 地方行財政 1. 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等 |
| | 政策の達成目標 | 特別法人税を撤廃することによって、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員の老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 恒久措置を要望 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 特別法人税を撤廃することによって、退職等年金給付制度の健全な運営を図り、地方公務員の老後生活の経済的自立の基礎となる所得保障を充実させ、地方公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上及び公務の能率的運営を図る。 |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 退職等年金給付の加入者（約 283 万人（平成 27 年度末実績））に影響がある。 退職等年金給付の業務を行う地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会が特別法人税の納税義務者である。 |
| | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 退職等年金給付の積立金の確保が図られることにより、加入者等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 国税についても同様の要望を行っている。 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 退職等年金給付の制度の加入者等の安定した老後の所得確保及び公務の能率的運営を図ることができる。 |
| | ページ | 3 - 2 |

| | |
|--|---|
| 税負担軽減措置等の適用実績 | — |
| 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績 | — |
| 税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性） | — |
| 前回要望時の達成目標 | — |
| 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| これまでの要望経緯 | — |